

都道府県における 保険者協議会のあり方について

平成30年6月27日
日本医師会定例記者会見

保険者協議会とは

設置根拠

(高齢者医療確保法 第157条の2)

保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織するよう努めなければならない。

保険者協議会の業務

(高確法における事務)

- 1 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- 2 保険者に対する必要な助言又は援助
- 3 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析
- 4 都道府県における医療費適正化計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- 5 医療費適正化計画の実施についての都道府県への協力

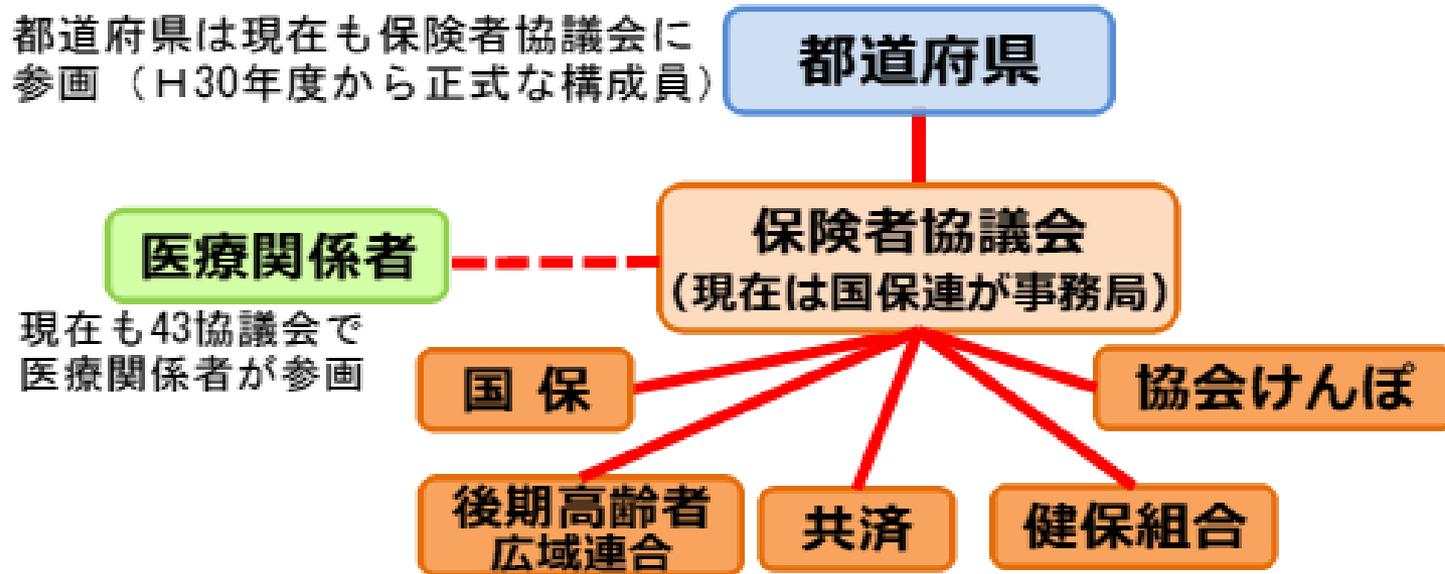
(医療法における事務)

都道府県における医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

平成29年度までの保険者協議会の枠組み

保険者協議会では、現在、保険者が共同で、医療関係者等の協力も得て、保険者横断的に健康増進や医療費分析等を実施

都道府県は現在も保険者協議会に参画（H30年度から正式な構成員）



都道府県医師会の参加状況

・構成員:12医師会 ・オブザーバー:31医師会 ・参加なし:4医師会

「保険者協議会開催要領」の一部改正（H30.4.1～）

2 構成等

(1) 略

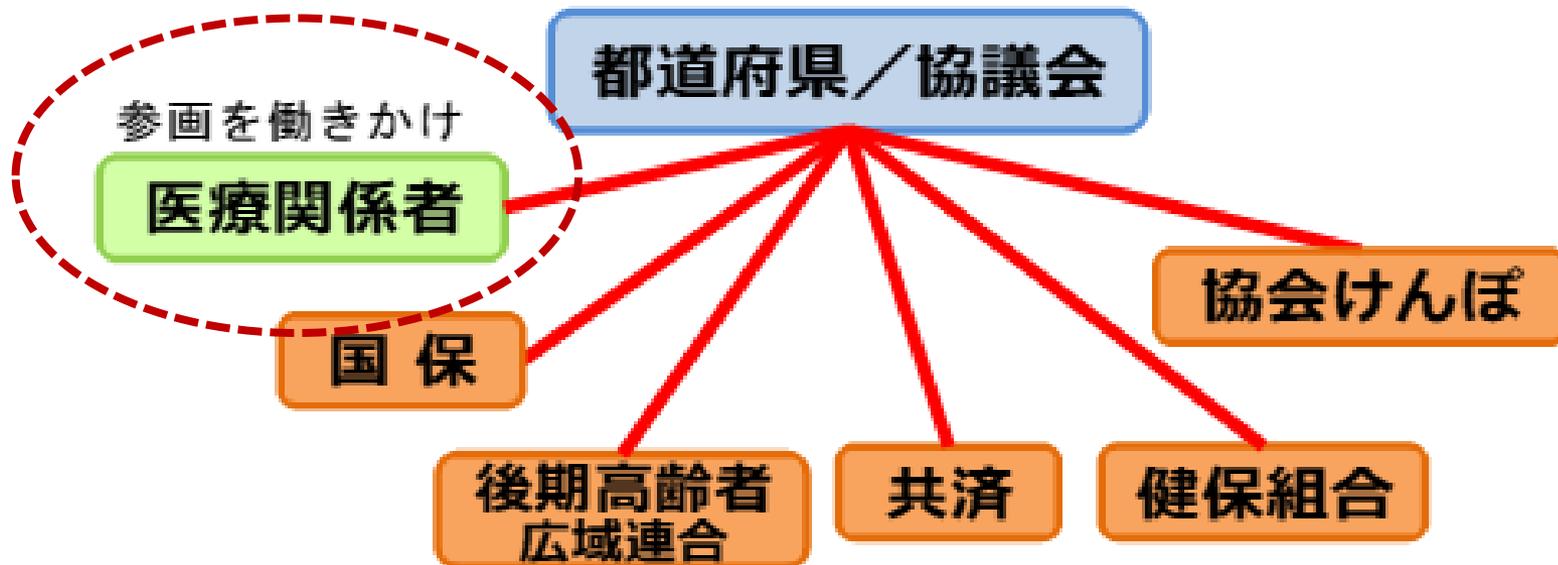
(2) 都道府県と市町村の行政の重要な柱の一つである住民の健康増進や保険者による生活習慣病の重症化予防の取組等を進めていくためには、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの関係団体との連携が不可欠である。

また、保険者が後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化に取り組むためには、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局や関係団体との連携・協力が不可欠である。

このため、これらの団体を代表する者の参画及び助言も得ながら開催する。

平成30年度以降の保険者協議会の枠組み

医療関係者等の協力も得て、協議会を活用しながら、健康増進や医療費分析等を推進



(※) 必要に応じて企業等が参画することも考えられる

・都道府県医師会等、医療関係者を構成員として加えることが明記
→ 地域の実状に応じた取り組みの推進に向け、都道府県医師会の役割が非常に重要